行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	28年度

事業名	生活保護施行事業費	担当課	福祉課
細分化した事業名	被保護者就労支援事業		

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	
	政策	
	施策	
関連する個別計画等	生活保護受給者等就労自立促進事業	根拠条例等

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	生活保護受給者のうち稼働能力の活用が可能な対象者への就労支援を促進し、早期就労による自立の助長を図る。
事業の手段	就労支援員１名を配置し、生活保護受給者に対して求職活動についての助言やハローワークとの連携による求人情報の収集・提供を行う。
事業の対象	稼働能力の活用が可能な生活保護受給者

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		25 年度	26 年度	27 年度
A 事業費	（千円）	2,502	2,510	1,493
財源内訳	国・県支出金	2,502	2,510	1,119
	その他（使用料・借入金ほか）	0	0	0
	一般財源	0	0	374
B 担当職員数（職員 E）	（人）	0.1	0.1	0.1
C 人件費(平均人件費×E)	（千円）	649	679	671
D 総事業費(A+C)	（千円）	3,151	3,189	2,164

主な事業費用の説明	就労支援員人件費

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度（6,491 円）,26 年度（6,794 千円）,27 年度（6,715 千円）を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値 25 年度	実績値 26 年度	実績値 27 年度
活動指標	1	就労支援員数	（人）	1	1	1
	2	対象者に対する支援者率（延べ人数）	対象者数/支援者数（人）（%） ・H25・H26 （生活保護受給者＋生活困窮者） ・H27（生活保護受給者）	100 （35/35）	100 （32/32）	100 （10/10）
	3					

妥当性		■ A 妥当である　□ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない
上記活動指標と妥当性の説明	1	対象者の早期自立に向け、求職活動に対する助言やハローワークとの連携を図るうえで就労支援員の役割は重要である。
	2	早期自立を目指す対象者への就労支援を実施することができた。
	3	

5 評価（CHECK）： 事務事業評価 （アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実績値		
				25 年度	26 年度	27 年度
成果指標もしくはまちづくり指標	1	対象者のうち就職者率	就職者数/対象者数（人）（%）	74.3 （２６/35）	65.6 （21/32）	70.0 （7/10）
	2	一人当たりの支援回数	（人）（回） ﾊﾛｰﾜｰｸ同行回数等/対象者数	5.8 （202/35）	5.9 （190/32）	7.0 （70/10）
	3					

成 果		□ A 上がっている ■ B ほぼ上がっている □ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	対象者数の増減やケース内容により就職者数は影響されるものであるが、各年度半数以上の就職率であるため就労支援員による就労支援は妥当である。
	2	対象者の支援回数は、ケース内容により異なるものであるが、就職などの結果を導くまで支援しており活動内容は妥当である。
	3	

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成 ■ B 期待どおりに達成 □ C 期待以下の達成

6 改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する） ■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要） □ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか） 28 年度の改善計画（今後の事業展開説明） 平成２７年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の生活困窮者を支援する制度が運用されている。平成２６年度までは、生活保護受給者と生活困窮者の両者を一人の就労支援員が支援してきたが、平成２７年度からは両制度の運用により２人の就労支援員によるきめ細かな支援を実施している。平成２８年度についても引き続き生活保護受給者の早期自立に向けた支援を行っていく。
過去の改善経過	・平成２２年１１月から就労支援員を１名配置し、生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援を開始。 ・平成２３年度において、生活保護受給者等を対象にした就労支援強化事業が推進されることとなった。 市とハローワークとの間で支援の「対象者・対象者数・支援方法・両者の役割分担等」を定めた協定を締結し、連携体制を整備する中で就労支援の強化を図る。（現在も継続中） ・平成２７年度生活困窮者自立支援制度の運用により、生活保護受給者と生活困窮者の就労支援を２人の支援員により実施。
課長所見	生活保護制度の目的である「自立助長」の支援策の一つである就労支援事業の充実は、就労支援員やケースワーカー、ハローワークとの連携強化により支援を行うことが重要であり、その推進により受給者が就労、増収に繋がることは、最終的に生活保護費の減少や生活保護の廃止にも結びつくこととなる。 よって、要継続実施。